

## 令和2年度 基本方針

東員町の人口は、2025年に団塊の世代が75歳以上となることにより、後期高齢者数が前期高齢者数を大きく上回り、超高齢化のピークを迎えることが予測されています。また、近年は、少子高齢化問題以外にも核家族化の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加に加え、地域のつながりの希薄化や低所得・貧困層の拡大など様々な要因が絡み合い、地域の福祉課題は複雑化しております。

そのような状況の中で、国は「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。本会におきましては、従来から取り組んでいる地域福祉座談会を通して地域づくりの輪が広がるよう支援するとともに民生児童委員等と連携し、生活困窮者支援事業等に努めて参ります。

また、本年度は地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い福祉の増進を包括的に支援することを目的とした基幹型地域包括支援センターを受託いたします。住民にとって福祉の総合窓口的な要素を持つセンターを全力で運営してまいります。

### 法人運営分野

<p>① 理事会評議員会の開催・監査の実施</p>	<p>東員町にお住まいの方ひとりひとりが幸せを感じて暮らし続けられるために一層効率的効果的に業務できるよう理事会で業務執行を決定する。</p> <p>東員町の実情に応じた地域福祉を推進するため、評議員会でさまざまな立場の方から意見を受け、運営方針を決議する。</p> <p>① 理事会 4回/年 ①6月 ②10月 ③12月 ④3月 1回/年 理事研修 ※すべての理事会に監事が出席する。</p> <p>② 評議員会 3回/年 ①6月 ②12月 ③3月</p> <p>③ 監査 2回/年 ①前期 ②決算</p> <p>④ 評議員選任・解任委員会 随時</p>
<p>② 戸別・特別会員の募集</p>	<p>① 地域福祉座談会、民生委員児童委員協議会、シニアカレッジ、シニアクラブなどの団体の会議、委員会、趣味の会等の顔が見える場で会費がどの活動に使われ、どのように役立っているのか説明し理解を得る。</p> <p>② 特別会員にお礼状を送付する時に「福祉のつどい」の案内を送付してこの財源を活用した事業であることをお知らせする。</p> <p>* 4～5月 戸別会員募集 1世帯500円 目標額2,800,000円 (5600世帯)</p> <p>* 7～8月 特別会員募集 1口1,000円 目標額 800,000円</p>
<p>③ 苦情要望の受付</p>	<p>受け付けた意見や苦情はすみやかに職員間で共有し、業務を改善する。</p>

④ 職員研修 役職員の倫理 の向上	① 職員ひとりひとりの専門性と能力・経験に応じた専門研修、及び先進地研修を受講する。 ② 人権意識の向上を図る。 1回/年 (町主催人権研修の受講)
⑤ 寄付金の受付 と管理	① 広報し寄付金向上に努める。また、一定額以上のご寄付をいただいた方に記念品を差し上げ、社協に寄付したことを認知していただく。 ② ご寄付いただいた方のお名前をホームページで広報する。 ③ 今後もより多くの企業に社協を理解していただき、バナー広告の協力企業を拡大する。 (広告掲載料1ヶ月1,000円)
⑥ 日本赤十字社 社資増強運動	日本赤十字社活動の普及啓発と会費(1世帯500円)納入について町民の理解・協力を求めるため、自治会長会で説明し、各種イベントにも参加をする。
⑦ 安全衛生委員 会	働き方改革が進む中、労働災害や健康障害を防止して働きやすい職場にするよう職員全体から提案を受け、衛生委員会で検討する。1回/月

#### 地域福祉分野

⑧ 福祉のつどい	多様性を地域で受け入れて共に暮らせる東員町にするために、町内で実際に行われていることを知る機会を提供すると共に、講演会を通じて、気運の醸成を図る。(秋に実施予定)
⑨ 『ふくしの わ』の発行	地域福祉座談会やカフェ活動などの地域活動などを分かりやすく伝え、住民が地域福祉・支えあい活動を身近に感じるようにする。発行回数 4回 / 年
⑩ ホームページ の運営	① 常に新しい情報を発信し、見たい情報がすぐに開けられるように工夫する。 ② 地域福祉活動だけでなく、社協の活動理念や法人概要をお知らせする。 ③ LINE公式アカウントの活用を検討する。 ④ サイト内のリンクを充実させ、わかりやすいホームページにする。
⑪ 民生委員児童 委員協議会と の協働	① 社会福祉の増進に努める団体として、地域課題に対し、常に住民の立場に立って相談に応じられるよう支援する。 ② 各民生委員が、相談に応じられるよう、情報提供として定例会時に地域の状況や福祉制度について勉強する機会を提供する。
⑫ 地域支えあい 推進事業	① 自治会長情報交換会を開催して意見交換できる場を設け、自治会活動の充実に活かしていただく。 ② 情報交換会を通して社協の事業内容を理解いただく。また、このことにより自治会活動の充実に社協を活用いただけるよう努める。 ③ 自治会活動や地域活動の情報を積極的に入手し取材してホームページや『ふくしのわ』で紹介する。 ④ 自治会活動や地域活動がさらに拡大するようお手伝いする。

<p>⑬ 地域福祉座談会</p>	<p>① 新規2地区で地域福祉座談会を開始する。</p> <p>② 以下の目的を各地区に周知する。 [集まり検討する⇒活動を創出する⇒活動の展開を通して町づくりをする]</p> <p>③ 全座談会が、イベントを考える場ではなく「よりよい暮らしを考える」場として機能するよう働きかける。</p>
<p>⑭ 生活支援体制整備事業</p>	<p>① 一見福祉と関係がないような自治会単位の地域活動を把握して、そこに福祉的な視点が加わると安心して暮らせる地域づくりになることを伝える。</p> <p>② 「活動に参加したいけど参加できない人」が参加できるように、活動者と参加したい人、福祉専門職を調整する。</p> <p>③ カフェ活動の場合、談笑することがお互いの理解につながり、自然発生的な支えあいが期待できることを伝える。</p> <p>④ カフェ活動の場合、地域の方の特技を披露することがその方の喜びにつながり、自然発生的な支えあいが期待できることを伝える。</p> <p>⑤ 地域活動にはさまざまな参加の仕方があることをお伝えし、「支えあい＝介護の補助」ではなく「だれかのためにできることをする」ことが支えあい活動であることを伝える。</p>
<p>⑮ 活動支援</p>	<p>① 住民相互の助けあいの活動が進展するよう、自治会や座談会などの活動者に資金を活用いただく。 スタートダッシュ助成…上限5万円 ステップアップ助成…上限10万円</p> <p>② 安心して活動するためボランティア保険を説明し加入を推進する。</p>
<p>⑯ 生活支援型配食サービス</p>	<p>在宅のひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等に昼食を配達するとともに安否確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 委託先／社会福祉法人いずみ</li> <li>* 月曜日から金曜日の中で希望する日</li> <li>* 個人負担金 300円(生活保護受給者は150円)</li> </ul>
<p>⑰ ふれあい型配食サービス</p>	<p>ひとり暮らし高齢者を中心とした対象者に、ふれあいを目的に昼食を配達する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 委託先 火曜日 就労継続支援A型ピュア(調理) ※配達は社協臨時職員 金曜日 わくわくボランティア(調理・配達)</li> <li>* 毎週火曜日と金曜日の希望する日</li> <li>* 個人負担金 300円(生活保護受給者は150円)</li> <li>* 食中毒予防講習会の開催(地域活動者も受講できるようにする)</li> </ul>
<p>⑱ シニアカレッジ</p>	<p>① 地域福祉に関心を持つきっかけをつくる。</p> <p>② 卒業生が地域で活躍できるように情報提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日程：6月～ 1回/月(10回開講)</li> <li>* 内容：東員町の高齢化の現状や支えあい等について意見交換しながら講座を受ける。</li> </ul>

<p>⑱ 地域ボランティア</p>	<p>① ボランティア登録・マッチング業務を行い、高齢者の介護予防、生活支援、社会参加を一体的に推進する。</p> <p>② 地域の集まりに出向いて地域ボランティアを説明する。</p> <p>③ 活動状況をホームページ等に掲載する。</p> <p>④ 登録者交流会を年1回開催する。</p>
<p>⑳ 心配ごと相談 無料弁護士相談</p>	<p>法律的に解決したい事柄の相談や家族関係の困りごとに助言したり、専門機関・窓口を紹介し、問題解決への糸口にしていただく。</p> <p>* 毎月5日（土・日・祝の場合は翌日）及び第3日曜日</p> <p>* 弁護士・行政書士・税理士他、社会的信望が厚い相談業務に精通している方</p>
<p>㉑ 当事者団体の育成支援</p>	<p>各種関係団体の運営に必要な助成金を交付し、地域活動を支援する。</p> <p>助成金交付先</p> <p>東員障がい児者友の会、東員町障がい児（者）親の会、東員町遺族会、いなべ地区視覚障がい者協会、いなべ地区聴覚障がい者協会、東員町福祉事業所連絡協議会</p>
<p>㉒ 子育て支援事業</p>	<p>① 子育て中の親子が交流し、楽しく子育てできる場を提供する。</p> <p>② ボランティアが楽しみながら子育て支援できるよう情報提供する。</p> <p>* 委託先/ 子育て支援ネット</p> <p>* 応援ルーム 月・水/週</p> <p>* イベント 月に1回程度</p>
<p>㉓ 災害対策事業</p>	<p>① とういん災害ささえあい委員会の事務局</p> <p>* 災害時も平時も住民同士で支えあえるまち・とういんを目指す。</p> <p>* 支えあいによる減災を検討し、周知啓発する。</p> <p>* 自治会役員や委員で講演会等に参加し、新たな知識を習得する。</p> <p>* 広域災害発生時は、災害義援金など協力する。</p> <p>② 災害時における運営体制の整備</p> <p>* 災害時における行政と社協の役割を明確にし、災害V C設置要請後の動きや情報共有等について、スムーズな運営体制が取れるよう検討する。</p> <p>* 災害時における情報発信担当など、県社協と調整し、事前に団体派遣等について取り決めをしておく。</p> <p>* 災害時に関係団体となりえる団体との顔の見える関係の構築に努める。</p> <p>* 北勢圏域における災害時の受援体制の構築に努める。</p> <p>③ 災害時の職員の対応・体制の整備</p> <p>* 災害発生時に職員がとるべき行動を明確に示す。</p> <p>（ガイドラインの作成）</p>
<p>㉔ 町内福祉事業所連絡協議会</p>	<p>事務局として運営をサポートする。</p> <p>* 3回/年 役員会の開催</p> <p>* 1回/年 総会 2回/年 研修会</p> <p>* 1回/年 事業所管理者交流会</p>

<p>②⑤ 共同募金委員会の活動支援</p>	<p>東員町共同募金委員会の事務局を担っている。</p> <p>① 共同募金の目的やしくみの周知に努め、共同募金運動の拡大を図り、共同募金は地域のどのような活動に使われているのか周知する。</p> <p>② 東員町商工祭、コスモス祭等各種イベントで委員と募金活動する。</p> <p>③ 募金型自動販売機(県共募の推奨事業)の設置を推奨し募金増額に努める。</p> <p>④ 法人募金の拡大に向けて各企業を訪問して募金の依頼を行う。</p>
------------------------	--

利用支援分野

<p>②⑥ 福祉有償運送</p>	<p>車への乗降が介助なしでは困難な要介護者や身体障がい者を対象に、福祉車両で通院の移送・送迎サービスを実施する。</p> <p>* 対象者 要介護者 身体障がい者</p> <p>* 使用車両 福祉車両2台 セダン型1台</p>
<p>②⑦ 介護タクシー助成事業</p>	<p>要支援1・2 要介護1・2に認定された方に介護タクシー券を発行し、在宅高齢者の外出を支援する。広報誌に掲載し利用を促進する。</p> <p>* 助成券670円×4回(年1回/1人1回 2,680円)</p>
<p>②⑧ 日常生活自立支援事業</p>	<p>基幹型社協として、専門員の支援計画に則り生活支援員が社会的自立を支援していく。</p> <p>① 利用者の増加が見込まれることから生活支援員の確保に努める。</p> <p>② 法的トラブルに対応するため、昨年度に引き続き顧問弁護士契約を行う。</p> <p>③ 他機関と綿密に連携し、より柔軟な支援を行う。</p>
<p>②⑨ 日常的金融管理サービス事業</p>	<p>判断能力があり、ご自身で金融機関への移動が困難な方に対して金融管理を代行し地域生活を支援する。</p>
<p>③⑩ 福祉用具の貸出</p>	<p>短期間あるいは緊急に車いす等が必要な方に、最長1か月間無料(継続最大2ヵ月まで)で貸し出し在宅生活を支援する。</p> <p>また、そこで得た情報を民生委員に提供し、地域の福祉支援に役立てる。</p>
<p>③⑪ 公的資金貸付事業</p>	<p>① 生活福祉資金の貸付事務・貸付期間中の世帯の生活相談。</p> <p>* 制度の趣旨を十分理解した上で利用していただく。</p> <p>* 資金の償還事務を通じた生活相談を行う。</p> <p>② たすけあい資金を生活保護費の支給までの生活を支援する事業にする。</p>
<p>③⑫ 生活困窮者自立相談支援事業</p>	<p>年齢・世帯構成に関係なく、生活にお困りになった方の相談に応じ、ひとりひとりの思いをお聞きする。三重県生活相談支援センターや役場地域福祉課と連絡を取りながら本人と共に最もよい生活再建を支援する。</p> <p>① 東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業の実施。</p> <p>② 生活困窮者自立相談支援事業(三重県社会福祉協議会の受託事業)を活用した支援</p> <p>③ 社協困窮者用備品の貸出、社協備蓄用食糧やフードバンクの活用など生活の維持及び再建、自立に向けたきめ細やかな相談支援。</p> <p>④ 生活困窮者自立相談支援に関わる様々な関係機関とのネットワーク構築</p> <p>⑤ 生活困窮者自立相談支援事業の周知啓発を行う。</p>

介護保険サービス・障がい者福祉サービス分野

<p>③③ 訪問介護</p>	<p>① 本会、他事業所の居宅に土日、早朝夜間、訪問することが可能なことを積極的に働きかけていく。</p> <p>② 登録ヘルパーを増員する。どの時間、曜日も受け入れ可能な体制を作る。</p> <p>② 登録ヘルパーミーティングで、援助内容を話し合い、援助技術の研修を行い、均一したサービスが提供できる体制を整える。</p> <p>③ 令和2年度の月の平均収入額 1, 7 0 0 (千円) とする。</p>
<p>③④ 障がい児者訪問介護</p>	<p>① 訪問回数の多い利用者には、数名の担当のヘルパーを決める。利用者の状況も、きちんと把握して、急なプランの変更にも対応できる体制を作る。</p> <p>② 利用者、一人一人の障害の特性を理解して、適切な援助ができるよう登録ヘルパーミーティングの場を研修や検討の時間に当てる。</p> <p>③ 令和2年度の月の平均収入額 1, 5 6 0 (千円) とする。</p>
<p>③⑤ 通所介護</p>	<p>① 新型コロナウイルスやその他感染症を極力外部からの侵入を防ぎデイサービス内で蔓延しないように環境を整え、スタッフはもちろんのこと、利用者にも手洗いや手指消毒を行えるように衛生管理を徹底する。</p> <p>② 運動ができるデイサービスを前面に出し利用者の増加に努める。</p> <p>③ ケース記録の入力や介護計画など円滑に作成できるようにシステムを増設検討する。</p> <p>④ 車両や特殊浴槽などの施設設備の点検や更新を行い質の良い介護サービスの提供を行うように努める。</p>
<p>③⑥ 日中一時支援</p>	<p>① 新規の依頼があれば前向きに検討し、受け入れるようにする。</p>
<p>③⑦ 居宅介護支援</p>	<p>① 包括支援センターとの連携を強化し、保険外サービスの提案、共生社会の構築に協働する。</p> <p>② 新人ケアマネの育成については、引きつづき居宅マニュアルを活用し、計画的に進める。</p> <p>③ 医療連携については、I C T等の実用化を進め、積極的に働きかける。</p> <p>④ 各ケアマネの担当者件数を確保し、給付管理につなげられるように業務に対応する。</p>
<p>③⑧ 障がい者・障がい児計画相談</p>	<p>① 3障がい者(児)の相談対応の充実に向け、各専門別のコミュニケーションや制度等研修を受講する。</p> <p>② 計画相談・基幹型相談の体制について、行政と他の計画相談支援事業所等と情報共有、検討していく。</p> <p>③ 計画相談のケースを通じた課題を実務者会議を通して共有し、より良い支援と地域課題への検討につなげていく。</p>
<p>③⑨ 短期集中訪問型サービスC</p>	<p>① 事業への理解を深めるための研修やミーティングを年2回実施する。</p> <p>② 対象者の傾向把握、評価を継続して実施する。</p> <p>③ 改正に伴う総合事業の方向性や行政の意向などの把握に努め、地域の実情に応じたサービスを提供し、その体制を維持する。</p>

④⑩ 地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業への理解を深めるための研修やミーティングを年1回実施する。</li> <li>② 派遣できる職員体制の維持</li> </ul>
④⑪ 短期集中通所型サービスC	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新規の依頼があれば受け入れる方向で検討していく。</li> </ul>
④⑫ 通所型サービスB事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間予定を作成し、早めに予定を周知するようにする。</li> <li>② 現在行っているもの以外にできそうなメニューがあれば検討していく。</li> </ul>